

税理士・田中誠のつぶやき(10)

生前贈与の活用

相続税のトラブル(争族)の防止に有効な対策に、生前贈与があります。生前贈与は、自分で時期を選べない相続と違って、自らがコントロールできるという大きなメリットがあります。相続税の削減だけでなく、資金が足りない時期の子供らの生活の助けになります。また預貯金などを渡すことで課税された場合の資金対策にもなります。国税庁によると贈与税の申告者は10年以降、増加傾向にあり、2011年は42万7千人と、前年から8.2%増えたそうです。

生前贈与の大きな柱が暦年課税で、**暦年課税の非課税枠**は、1年あたりでは小さくても、計画的に使えば節税効果が大きくなります。贈与される1人あたり、年110万円までが非課税です。

例えば毎年500万円の現金を贈与した場合、 $(500 - 110) \times 20\% = 25$ 万円が贈与税額となります。毎年500万円ずつ10年間、合計5,000万円贈与した場合、530万円の贈与税額で済むわけです。

贈与税の税率と控除額(速算表)

課税価格(110万円控除後)	税率	控除額
200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

暦年課税の贈与の対象者には、法定相続人でなければならぬといった制限はなく、子供の配偶者や孫でも構いません。亡くなる日までの3年以内に相続または遺贈を受ける人への贈与は、すべて相続財産に合算されますが、相続人以外は適用されません。

早く始めて長い期間に、できるだけ多くの対象者に贈与することが、効果をより大きくします。

一度に大きな金額を贈与できるのが**相続時精算課税制度**です。贈与の時点では2,500万円までは非課税です。相続が発生した時点で、精算課税での贈与分も相続財産に合算して相続税を計算します。つまり相続税がかかる場合は単なる税の繰り延べで、実質的な節税効果はないともいえます。ポイントは相続時に合算する際の評価額が、贈与時点の価格で固定されること。例えば成長期の企業の株式など、価格が高くなっていくと期待できる資産に有効です。

アパートのように家賃が入り続ける収益物件も生前贈与すれば、毎年の家賃は贈与した子供に移ります。そのまま家賃収入が積み重なって課税遺産が増えてしまう場合に比べ、相続税額は抑えられることが多くなります。精算課税は通常、子供が対象ですが、子が亡くなった場合は孫にも使えます。しかし、一度精算課税を選べば暦年課税には戻れません。

他にも、**住宅取得等資金の非課税枠**は、住宅取得や改築が目的なら、一度に多額の非課税枠が使えるので便利です。省エネ住宅取得資金の贈与なら平成24年度は1,500万円まで非課税です。暦年課税や精算課税と併用することもできます。

大きな金額を移せるものには、**贈与税の配偶者控除**もあります。対象は配偶者に限られますが、自宅か購入資金のうち2,000万円、基礎控除と合わせて2,110万円まで無税で贈与が受けられます。ただし婚姻期間が20年以上で、同じ配偶者からは一生に1度だけといった条件があります。

今回は、生前贈与の仕方の注意点についてお話ししましょう。